

桐生市地域避難施設登録制度の創設について

災害時の避難状況をより正確に把握し、孤立化対策や災害対策全般に反映させることを目的とし、地域住民が自主的に避難する集会所等を、自治会等の届出により「地域避難施設」として登録します。

- 施行日 令和4年8月1日（月）「桐生市地域避難施設登録要綱」施行
- 対象施設 地域の集会所等であって、避難する住民が災害から身を守ることができる立地、構造等を有する施設。
- 設置者 自治会、町内会、自主防災会その他これらに準じるものとして市長が認めるもの。
- 内容 市長が指定する指定避難所とは別に、地域住民が自主的に開設し、運営する避難施設を「地域避難施設」として登録することで、市が避難状況を把握して災害対策に反映させることを目的としています。
地域避難施設は、届出をした自治会等（設置者）が自主的に開設・運営し、その費用は設置者が負担するものとします。
市職員の派遣は行いませんが、避難が長期化した場合、必要に応じて救援物資の供与ができることとしています。